

平成28年 9月24日

天理市長

並 河 健 様

櫛本町六総区

天理市クリーンセンター及びリサイクル施設建設に関する質問事項について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は、櫛本町六総区長会の運営に対し、ご理解とご協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、下記のとおり櫛本町六総区長会として質問事項を取りまとめましたので、天理市長としての見解を文書にて回答していただくとともに、天理市による地元櫛本町住民に対する、再度の説明会を早急に開催していただきますようお願い申し上げます。

なお、本件問題に関しては、今後も継続して櫛本町六総区長会として意見の集約などに取り組んでいきますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 【質問事項】

#### 1 建設計画について

##### (1) 地元住民への説明不足について

現在、天理市クリーンセンター及びリサイクル施設について、10市町村での広域組合での建設を計画し、その候補地として櫛本町が選定されています。

櫛本町としては、クリーンセンターが建設されれば、少なくとも向こう50年は稼働する施設となるものであり、将来にわたっての大きな問題であることから、地元住民への十分な説明が早急に行われるべきものと思いますが、市長の考えを伺いたい。

##### (2) 建設計画等に関するタイムテーブル等の提示について

説明会において、一応のタイムテーブルが示されましたが、その後の説明が不足しており、また、当初の説明会以降で計画が見直されるなど変更が生じていることから、改めて、詳細な施設完成までのタイムテーブルなどを提示し、地元住民への説明をお願いしたい。

### (3) 建設候補地について

建設候補地については、当面、賃借契約による借地で施設が建設される計画になっているとのことであるが、賃借契約については、最長20年となっております。

賃借に関しては、第三者である地権者の意向との答弁もあるが、公共の施設であり、今後、地権者の意向に左右されることがないか伺いたい。

地権者の意向に左右されないというのであれば、その根拠について示していただきたい。

## 2 広域化によりごみ処理量の増大で、周辺地元民にとってのメリットについて

10 市町村広域ごみ処理施設設置計画に関して、以前の説明会で市長は

広域化のメリットは大きく合理的で、ベストな選択肢

奈良県と同じような規模の滋賀県では、クリーンセンターを集約しており、各市町村単位で処理しているのは、奈良県ぐらいである

とし、建設候補地の橿本町に関しても、

交通の便などを考慮し、一番最適な候補地と答弁されています。

生活を営む上で、ごみが出ることは十分認識しており、ごみ処理のためのクリーンセンターが必要であることは異論のないところであるが、広域化して天理市以外の市町村のごみを処分するクリーンセンターを設置することが、地元にとってどのようなメリットがあるのかお聞かせいただきたい。

### 3 広域化することのメリットについて

(1) 天理市内のごみ処理施設であれば、現在、検討している処理施設より小規模なもので足りると思われ、そうなれば、焼却施設とリサイクル施設を分離する必要性がなくなると思われるが、その点についての見解はいかがか。

(2) 天理市単立で設置する場合、天理市のみで建設費用をまかなわなければならないという面があることは説明を受けたが、広域化することで施設が大規模になり、その結果として土地の面積を広げる必要が生じ、クリーンセンターとリサイクル施設が分離することで、施設間での輸送コストが生じることや人件費の増加など、それらの採算を考慮したうえで、天理市単立で小規模施設を

建設した場合の費用と、広域化により大規模施設を建設した場合の費用の差額はどれだけ生じるのか伺いたい。

#### 4 今次建設施設の将来展望について

ごみの処理については、各市町村長の最大の責務であると思いますが、現在、検討されている樺本町に設置した場合、将来にわたって永続的に設置されることになるのか伺いたい。

広域化に参加している市町村については、いずれも、各市町村内に処理施設を建設することが困難な市町村であると思われるが、今次建設に関して、天理市が負担をするのであれば、今次建設施設の耐用年数経過時の50年後には、広域の枠組みの市町村のいずれかが、次は負担してくれるのかについても伺いたい。

#### 5 ごみ焼却灰の処分について

建設を計画しているクリーンセンターについては、10市町村のごみを焼却するものであり、ごみの焼却量がこれまでの施設以上に増加することになり、必然と焼却灰も増加することになると思いますが、焼却灰の処理計画については、どのように考えているのか伺いたい。

## 6 施設周辺の汚染対策について

クリーンセンター及びリサイクル施設周辺における環境対策として、水、空気、土壌等の汚染対策について、説明会や施設見学において、測定値を公表すると説明されていたが、具体的な汚染対策をどのように考え、測定値などの公表に関して、どのような方法での公表を考えているのか伺いたい。

## 7 収集ごみの分別基準について

- (1) 現在、各市町村で収集しているごみの分別に関しては、細かい部分で多少の差異が生じていると認識しているが、その基準については、統一した基準に見直されるのか伺いたい。
- (2) また、基準が見直された場合、各市町村において住民に徹底するまでには相当期間を要すると思われるが、その場合、収集した各市町村において、一時集積場所において、確実に分別基準に沿ったごみの分別を行ったうえでクリーンセンターに搬入されるように徹底することができるのか伺いたい。
- (3) 併せて、搬入されるごみが基準に違反していないか否かをどのように点検するのか、また、点検の実施結果の公表の有無についても伺いたい。

(4) さらに、点検によって違反が判明した場合、当該市町村に対して、どのようなペナルティーを考えているのかについても伺いたい。

(5) なお、広域組合を設置しているので、天理市として申し入れできないというのは詭弁で、広域組合の運営議会議長として、市長は、権限を有していることから、広域組合運営上の重要課題として、決めておく責任があると思いますが、市長としての考えを伺いたい。

#### 8 クリーンセンターへのごみの持ち込みについて

事業ごみについては、事業者自らが、それぞれ、クリーンセンターに搬入している。

このほか、家庭用ごみに関しても個々にクリーンセンターに持ち込むこともあり、毎年、盆や年末には、クリーンセンターに搬入する車両が溢れ、クリーンセンター入口で渋滞が生じている。

建設を計画しているクリーンセンターについては、10市町村のごみを処理することから、盆や年末のごみの持ち込みは、現状の比ではないと思うが、その対策についてどのように考えているのか伺いたい。

## 9 建設候補地の地震対策について

- (1) 建設候補地である櫛本町については、向こう 30 年以内の地震発生確率が県内で一番高く、近年以内の発生が懸念されている南海トラフ型地震と連動する可能性が指摘されている奈良盆地東縁断層帯域に所在しています。

以前の説明会では、アメリカでの文献などを参照資料として、断層を中心に幅約 20 キロメートル以内については、甚大な被害の発生は低いとして、建設上、問題はないと説明されていますが、本年 4 月 16 日午前 1 時 25 分の発生が本震となる熊本地震については、本震の前に同規模の前震（4 月 14 日午後 9 時 26 分）が発生し、これ以外にも震度 5 弱以上の強い余震が群発するという気象庁の観測史上、未経験の内陸・断層型の直下型地震で、広範囲に甚大な被害をもたらしています。

このことを踏まえ、以前の説明に関して、建物の耐震構造などについて変更等を検討しているのか否かについて伺いたい。

- (2) また、候補地の櫛本町に建設するのであれば、地震の専門家による断層などの調査が行われるのか否かについても伺いたい。

併せて、調査が行われる場合、その結果として、断層の直上



であるとの結果が出た際には、建設場所が見直されるのか、また、逆に、調査を行わない場合、なぜ調査を行わないのか、その理由について伺いたい。

- (3) 国からの補助金を満額受け取るためには、防災拠点としての機能を有していることが条件になっていると思うが、その点を踏まえて回答をお願いしたい。(以前の説明会で、防災拠点としての機能を持たせると説明されていました。防災拠点としての機能を有していなければ、国からの補助金が減額され、その分、市民の負担が増えることになるとは思いますが、いかがか。)

## 10 被災ごみの処理について

地震をはじめとする各種災害の発生においては、発災後の被災ごみ処理が大きな課題となります。

熊本地震においても、熊本市では、通常の搬入されるごみの何倍にも上る被災ごみが排出され、収集さえもままならない状況に陥っています。

これらの現状を踏まえ、建設を予定しているクリーンセンターにおける被災ごみの処理について、天理市のみの被災ごみを優先処理するのか、広域に加入している市町村すべての被災ごみを処

理するのか、また、南海トラフ型地震が発生し、クリーンセンターが停止したとき、被災ごみの集積は広域組合加入の各市町村で行われるのか伺いたい。

また、10 市町村での広域組合は、県下では他に無く、クリーンセンターが停止した場合には、県が主導して被災ごみの処理について優先的な処理や、搬出について協力してくれる体制が確保できているのか、できていないのであれば、県に、そのことを確約させるようにしていくのかについても伺いたい。

#### 11 リサイクルごみ処理施設について

(1) リサイクルごみ処理施設の運営については、広域組合の直営で運営されるのか、指定管理者として民間企業に運営を委託するのかについて伺いたい。

(2) 広域組合の直営で運営される場合、参加市町村のうちから一部の市町村は、リサイクルごみについては参加しないことを表明しているが、事業として採算ベースに乗るのか否かについて伺いたい。(採算ベースに乗らないからと負担が増えるのであれば、デメリットでしかないはずと思われませんがいかがか。)

(3) 指定管理者として民間企業に運営を委託する場合、運営を委

託している企業に対する監視、監督は、どのような体制で行われ、監視、監督の結果は、どのような形で地元住民に対して公表されるのか、また、勝手に事業ごみなどが持ち込まれて処理された場合、その違反に対してどのようなペナルティーを科すことになるのかについて伺いたい。

- (4) 併せて、直営、委託、いずれの場合においても、質問4における分別基準の徹底と、搬入ごみの検査の実施、検査結果の公表について、どのように考えているのかも伺いたい。

## 12 リサイクルごみの処理方法等について

リサイクルごみ処理施設における取り扱いごみの品目について伺いたい。

また、事業ごみの搬入の際、リサイクルごみが一緒に搬入されたクリーンセンターとリサイクルごみ処理施設に分けて持ち込みさせるのか、搬入方法及びその処理方法について伺いたい。

## 13 周辺環境の整備などについて

- (1) 建設候補地周辺整備について

ア 高瀬川の氾濫対策について

先般の熊本地震や、東日本大震災、広島での豪雨災害など、昨今の災害については、予想しがたい災害が発生しており、天理市に関しても例外ではないと思います。

櫛本町内においても、10年くらい前であったと思いますが、大雨の際、櫛本町内のJRの踏切部分の高瀬川が狭小で、川が氾濫する被害が発生しています。

高瀬川の上流側に位置するクリーンセンター及びリサイクル施設の建設は、高瀬川への雨水の流入量の増加につながるものであり、豪雨などによる河川氾濫の危険性が増すことになると思います。

このことに関しては、貯水池を作るとの説明であるが、貯水池に堆積する土砂の処理計画や、その他の対策についてどのように考えているのか伺いたい。

#### イ 通学路の安全対策について

クリーンセンターの建設に伴って、交通量の増加が考えられるが、白河台地区から通学する中学生の通学路の安全対策についても伺いたい。

このほか、赤土山地区については、開発時の調査で、断層が

走っていることが確認されており、近い将来の発生が懸念されている奈良盆地東縁断層帯を震源とする地震が発生した際には、白河台や、赤土山の住民の一部は避難するための道路が寸断されることが懸念されるが、そのことに対する対策についても伺いたい。

(2) 広域組合加入各市町村の搬入車両のクリーンセンター、リサイクル施設へのアクセスについて

以前の説明会では、広域組合に参加する天理市以外の市町村は、名阪自動車道を利用し、天理東インターからアクセスするとの説明であったが、広域組合に参加している天理市以外の市町村が、指定されたアクセス道路以外の道路を通行することは、橿本町内の交通量の大幅な増加につながると思われ、それだけ交通事故などの危険性が増加することになるが、何か対策は考えているのか伺いたい。

また、広域組合加入の天理市以外の市町村が、指定したアクセス道路を通行しなかった場合、どのようなペナルティーを科すつもりなのか伺いたい。

(3) アクセス道路の清掃について

候補地の櫛本町に施設が建設された場合、施設へのアクセス道路となる名阪自動車道の側道を通行する搬入車両から、生ごみなどの汁や、ごみがこぼれ落ちたりした場合、悪臭などの発生原因となり得るが、それらの清掃などの体制については、どのように考えているのか伺いたい。

#### 14 その他（要望事項）

当自治会で集約し天理市に伝える方針であり、今後とも、地元自治会との対話の機会を十分に確保していただきたい。

また、今回の質問事項において、クリーンセンター及びリサイクル施設建設に関する懸念が全て払拭されたわけではなく、今後において発生するであろう諸問題についても、市長自らが責任をもって誠実に対応していただきますようお願いいたします。